

鳥取市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月25日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第39号

鳥取市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

鳥取市認可地縁団体印鑑条例（平成5年鳥取市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「法第260条の2第10項の規定に基づき告示した事項に関し、同条第11項の規定に基づく変更の届出があったときは」を「法第260条の2第11項の規定に基づく届出又は地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）第18条の3第7項の規定に基づく届出により、印鑑登録原票の登録事項に変更が生じたときは」に、「当該届出」を「当該変更に係る事項につき、当該届出」に改める。

第14条中「地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号ト」を「施行規則第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。